

伊勢広域環境組合ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に係る質問書に対する回答書

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答	
1	入札説明書	8	Ⅲ	10	(2)	イ	③	エネルギー回収施設からの磁性物	主灰磁力選別機で回収した磁性物についても、本項目の「焼却残さ」の中に含まれるとし、運搬及び有効利用は、貴組合が行う業務との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	入札説明書 添付資料	添付-12	添付資料7					保険	設計・建設業務において付保する保険として、組立保険で機械、建設工事保険で建物に保険を掛けることが示されておりますが、保険会社に確認を行ったところ、一つの請負契約に複数の工事種類が含まれている場合は、主たる工事(金額が最も大きい工事種類)に対応した工事保険で全体を一括して引き受けており、両方の保険を掛けることは難しいとの回答がありました。 つきましては、組立保険若しくは建設工事保険のどちらか一つで機械および建物全体を一括した形で保険を掛けてもよろしいでしょうか。	入札説明書に規定する保険の内容を満たしていることを前提として、ご提案を認めます。
3	入札説明書 添付資料	添付-14	添付資料8	(1)	ア	(イ)		地元発注金額	「地元企業への発注金額は、一次下請、二次下請等は問わないものとするが、発注金額の重複は認めないものとする。」とありますが、様式第7-17号の注6)では、「二次下請まで」との記載がございます。地元発注金額として認められるのは、二次下請までとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	要求水準書 設計・建設業務編	12	第1章	第3節	2	(2)	表1.8	プラスチックの収集網袋	プラスチックの指定容器等の収集網袋がありますが、網袋の容量(ℓ)及び寸法をご教示願います。	伊勢市のプラスチックの収集網袋の寸法は1200mm×800mmです。
5	要求水準書 設計・建設業務編	13	第1章	第3節	2	(3)	ア	(ア)表1.9 搬入車両の種類	「表1.9搬入車両の種類」にごみの種類別の搬入車両の種類が記載されております。ごみの種類の中で、ごみ1種類で単独収集、複数のごみで混載収集かをお示しいただけますでしょうか。	収集については、混載収集であっても施設への搬入時はそれぞれ計量します。一般持ち込みの混載車両は最も重量のある品目で計量します。
6	要求水準書 設計・建設業務編	14	第1章	第3節	2	(3)	ア	(ウ)搬入形態 表1.11 プラスチック	令和4年8月2日受領の「伊勢広域環境組合ごみ処理施設整備・運営事業の事業費に関する調査に係る質問書への回答書No.58」にて、ごみの搬入形態及び収集袋も入れられているか否かの質問について、「プラスチックについては大部分が伊勢市から排出される網袋に入った状態で搬入され、残りは収集袋に入った状態で搬入されます。」とご回答をいただいております。 搬入されるプラスチックの内、収集袋に入った状態のプラスチックの重量割合をご教示ください。	収集袋に入った状態のプラスチック(伊勢市)の搬入割合は、過去5年間の平均で84.5%となります。
7	要求水準書 設計・建設業務編	27	第1章	第5節	2	(5)	コ	仮設物の建設	「仮設物の建設場所は、原則として工事实施区域内とすること。工事实施区域外とする場合は、組合の承諾を得ること」とありますが、工事实施区域外に貴組合にて貸与可能な用地等がございますでしょうか。	既存施設敷地内は貸与可能ですが、大きな空きスペースはなく、敷地外で貸与可能な用地はありません。
8	要求水準書 設計・建設業務編	27	第1章	第5節	2	(5)	コ	仮設物の建設	「仮設物の建設場所は、原則として工事实施区域内とすること」とありますが、既存施設敷地内にて貸与可能な場所について、具体的、詳細位置やスペースの面積をご教示いただけないでしょうか。	仮設物の内容にもよりますので、現時点で確約できる場所はありません。詳細については実施設計時に協議します。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
9	要求水準書 設計・建設業務編	27	第1章	第5節	2	(5)	ソ	(エ) 施工方法及び建設公害対策 「高さ3mの仮囲いを設置し…」との記載がありますが、本工事着工前（市道付替え工事、宮川用水付替え工事、一部造成工事等）の準備工事期間中は、敷地境界線付近の工事が主であり、工事用仮囲いの移動や盛替えが発生します。 本工事着工前の準備工事期間中は、貴組合の施工計画書の承諾を前提とし、簡易な仮囲い（高さ1.8m程度）による対応が可能であると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	要求水準書 設計・建設業務編	29	第1章	第7節	1			試運転 エネルギー回収施設とマテリアルリサイクル推進施設の試運転期間（エネルギー回収施設:150日程度、マテリアルリサイクル推進施設:45日程度）は異なります。 よって各施設でのごみ受入開始時期（既存施設から新施設へ受入を切替る時期）は、異なることを前提として、全体工程を策定してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	要求水準書 設計・建設業務編	42	第1章	第13節	2			許認可申請 当建築確認申請は計画通知となりますか。もしくは民間検査機関への建築確認申請が可能でしょうか。	組合は建築主事を置いていないため、建築確認申請となり、民間検査機関への申請も可とします。
12	要求水準書 設計・建設業務編	56	第2章	第2節	9	(5)	ウ	可燃粗大ごみ切 断機 「処理不適物については、容易に排除できる装置を設けること」との記載がありますが、排除方法については事業者の運営実績を鑑みて提案とすることによろしいでしょうか。	目的を達成できることを前提として、ご提案を認めます。
13	要求水準書 設計・建設業務編	66	第2章	第4節	1	(4)	ウ	エコノマイザ 下部ホップの材質として[SS400又は同等品以上]との記載がありますが、ケーシングも同様に[SS400又は同等品以上]との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	要求水準書設計・ 建設業務編	169	第3章	第4節	5	(5)	カ	びん手選別コン ベヤ 特記事項 「手選別コンベヤはびんの割れを極力防ぐためにベルトコンベヤとし」と記載がありますが、既に色分けされて搬入されてきた指定容器の中から対象外の物（違う色のビンや不適物）を取り除く方法で検討しております。 この方式ですと、反転装置で手選別コンベヤ上に展開する方式と比較して残渣発生量が少ない、割れビンが発生しないなどのメリットがあり、資源回収量の増加と労働災害の軽減に寄与します。 したがって、処理方式およびコンベヤの形式については、不適物や異物を最大限取り除くことを前提にメーカー提案とさせていただきます。	指定容器から内容物を出した状態での選別を前提として、反転装置及びコンベヤの形式の条件を緩和する内容に要求水準書を修正します。
15	要求水準書設計・ 建設業務編	173	第3章	第5節	3	(5)	カ	手選別コンベヤ 特記事項 「手選別コンベヤはガラス・くずびん類および陶器類の割れを極力防ぐためにベルトコンベヤとし」と記載がありますが、既に種類ごとに分別されて搬入されてきた指定容器の中から対象外の物（不適物など）を取り除く方法で検討しております。 この方式ですと、反転装置で手選別コンベヤ上に展開する方式と比較して残渣発生量が少ない、割れた陶器類が発生しないなどのメリットがあり、資源回収量の増加と労働災害の軽減に寄与します。 したがって、処理方式およびコンベヤの形式については、不適物や異物を最大限取り除くことを前提にメーカー提案とさせていただきます。	No. 14の回答のとおりです。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
16	要求水準書 設計・建設業務編	236	第4章	第3節	3	(11)	宮川用水路付替え工事	付替え後の宮川用水ルートについて、事業用地東側に敷設するものは、新設市道ではなくその更に東側の農地内に埋設するものと考えてよろしいでしょうか。 また、事業用地北側の配管、北西の道路横断部を除き、公共道路下ではなく事業用地内に敷設を計画するものと考えてよろしいでしょうか。	公共道路用地内に敷設するものとします。
17	要求水準書 設計・建設業務編	237	第4章	第3節	3	(11)	宮川用水路付替え工事	宮川用水の状況（埋設深さや径など）が不明ですが、契約後に試掘、及び現況確認を行った結果、想定から大きく逸脱した場合、工期や工事費等は協議と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	要求水準書 運営・維持業務編	10	第5章	第5節	(6)		本業務期間終了後の引渡し条件	「事業期間終了後1年間の運転に必要な予備品・消耗品を用意すること」とありますが、機器類の維持管理に必要な油脂等の備品を指しており、運転管理に必要な備品（PPバンド、ロールフィルム等）は対象外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	要求水準書 運営・維持管理業務編	24	第6章	第2節	表6.1		業務期間中の測定項目	第1回入札説明書等に係る質問書に対する回答書No117の作業環境中二酸化炭素濃度測定について、貴組合回答は「本施設では、該当の飛灰処理設備室はありませんので、削除いたします。」とあります。 運営期間における二酸化炭素の測定も不要（削除）との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	要求水準書 添付資料	-	添付資料-08				電柱・電線の撤去	添付資料-08には記載がありませんが、現施設と新施設建設候補地との間の市道に沿って南北に電柱及び電線が存在いたします。貴組合の所掌にて撤去されるものと認識しておりますが、撤去時期をご教示願います。	当該電柱・電線の撤去は予定しておりません。
21	要求水準書 添付資料	-	添付資料-12				宮川用水パイプラインの埋設管状況	添付資料-12に記載の既存宮川用水路は、道路横断部分を除き、事業用地（農地）内に敷設されている（廃止予定市道を含む公共道路下には埋設されていない）と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	要求水準書 添付資料	-	添付資料-15				搬入車両台数について	搬入車両台数について、特に搬入車両台数が多かった日の実績をご開示いただきました。 繁忙日の目安として、一般持込車両の持込台数が400台を超過している日数の実績及び具体的な搬入実績例をご教示ください。 荷降ろし箇所と持込車両台数から、待機車両が発生した場合、事業用地内で収まるかを検討させていただくための質問です。	一般持込車両の持込台数が400台を超過する日数は以下のとおりです。 令和元年度：5日 令和2年度：7日 令和3年度：9日 搬入実績例については添付資料15を参照するものとしてください。
23	要求水準書 添付資料	-	添付資料-18				工事段階別の車両動線計	添付資料-18に「Step1_市道付替え工事_令和6年7月～令和6年10月」とありますが、実際の施工時期については協議によるものとし、令和6年7月以前の工事開始も可能と考えてよろしいでしょうか。 また新設市道工事中は廃止予定の市道を「全面通行止めにする」ことが可能と考えてよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、廃止予定の東西の2本の市道についてのみ全面通行止めすることが可能です。
24	要求水準書 添付資料	-	添付資料-18				工事段階別の車両動線計	市道付替え工事に当たっては、道路境界部分の施工のため、隣接農地への立入（借地）が必要となります。本契約後、請負者の計画により、必要な時期に必要な範囲の隣接農地を無償で借地占有可能と考えてよろしいでしょうか。また、その部分に対する作物補償は免責と考えてよろしいでしょうか。必要な場合、借地占有費用及びその補償費用と年数をそれぞれご教示ください。	隣接農地に対する占有及び補償費用については、本契約後に請負者が土地所有者との協議により決定するものとします。

No	資料名	頁	項目			タイトル	質問内容	回答
25	要求水準書 添付資料	-	添付資料-18			工事段階別の車両動線計	添付資料-18に示される各工事段階別の施工時期の指示について、「部分的な断水を伴う宮川用水付替え工事は、4～9月の工事を避ける」 「市道付替え工事は令和6年7月～令和6年10月」 との条件が示されていますが、「第1回入札説明書等に係る質問書に対する回答書（入札参加資格以外に関する事項）No. 283」では、「市道工事完了後に一般開放することを想定しますが、その範囲や時期については協議することとします。」とご回答いただいております。 宮川用水工事を行わずに市道工事を完了することは不可能であるため、4月～9月に宮川用水の断水をしないことを厳守することで、宮川用水及び市道の工事の施工時期や施工順序については、請負者の計画に拠るものと考えてよろしいでしょうか。	ご提案を認めます。
26	基本契約書（案）	3	第10条	第1項		異常事態に関する責任	契約書に記載されている条数は以下、1条ずれていませんでしょうか。 「建設工事請負契約第58条、第59条及び第62条の規定にかかわらず、同契約第55条の規定による本件施設の引渡しの日から」	ご指摘のとおりですので、修正いたします。
27	建設工事請負契約書（案）	36	第79条	第2項	第1号	独禁法の参照条文	第7条の2第7項は、第7条の3と読み替えてよろしいでしょうか。	第7条の3に修正いたします。
28	建設工事請負契約書（案）	46	別紙5			保険の詳細	「受注者は、本請負契約第66条に基づき、以下の内容の保険に加入するものとする。」とありますが、第66条ではなく正しくは第69条との理解でよろしいでしょうか。	第69条に修正いたします。
29	運營業務委託契約書（案）	12	第39条	第5項		臨機の措置	第54条とあるのは、第55条と読み替えてよろしいでしょうか。	第55条に修正いたします。
30	様式集 【word版】	-	様式第4-2号			委任状	入札説明書添付資料9では本様式に関する記載がありませんが、本様式は代表企業の代表者から担当者への委任状であり、入札時にご提出する、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	様式集 【excel版】		様式第6-15号			提案売電量	提案売電量を提案する上での運転計画ですが、実務上、運転計画は年間ごみ処理量を元に計画するものであり、低位発熱量の別で変わるものではないことから、様式第6-15号の表の同じ列の運転計画は同一として試算しますがその理解でよろしいでしょうか。（例：年間ごみ処理量50,295t/年の列にある低位発熱量5,400～10,800kJ/kgのケースは、運転計画は全て同一とする。）	ご提案を認めます。
32	様式集 【excel版】		様式第6-15号			提案売電量	様式第6-15号提案売電量には、マテリアルリサイクル推進施設の消費電力も加味した提案売電量（kWh/年）を記載するものと認識しておりますが、この場合、マテリアルリサイクル推進施設の年間ごみ処理量は、一律、要求水準書 設計・建設業務編 p.11表1.7に示すごみ量（t/年）とするとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	様式集 【excel版】	-	様式第7-11-1号			保守管理及び修繕計画（エネルギー回収施設）	「注1）本表作成に当たっては、「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（ごみ焼却施設編）／環境省 環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課」の最新版を参考とすること」とありますが、最新版とは令和3年3月に発行されたものの理解でよろしいでしょうか。	現段階ではご理解のとおりです。

No	資料名	頁	項目	タイトル	質問内容	回答
34	様式集 【excel版】	-	様式第7-13-1号、 様式第7-14-1号	変動費B,C	「注4）SPCの利益は含めないこと。」とありますが、様式第7-15号で「変動費B,C」は「①営業収益」の一部でありSPCにとっての収入となっていることから、変動費B,CにはSPCの利益が含まれるものと考えます。つきましては、変動費B,CにはSPCの利益も含めた金額を計上することよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	様式集 【excel版】	-	様式第7-13-2号、 様式第7-14-2号	年間運転経費	「注6）SPCの利益は含めないこと。」とありますが、本様式が固定費Aや変動費Bの内訳に該当するとなると、営業収益の一部であることからSPCの利益が含まれるものと考えます。つきましては、本様式ではSPCの利益も含めた金額を計上することよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	様式集 【excel版】	-	様式第7-16号	事業収支表 (キャッシュフロー計算書)	開業費については一括償却、5年償却もどちらも可能と認識しております。今回の会計方針としましては一括償却とさせて頂き、支出した年に全額償却してもよいという理解でよろしいでしょうか。	ご提案によります。
37	第1回入札説明書等に 係る質問書に対する 回答書(入札参加資格以外 に関する事項) No.4_各業務を行う 者の要件	1	4	入札説明書 各業務を行う者の 要件	<p>「『建設業法における清掃施設工事業に係る監理技術者資格者証を有する監理技術者を設計・建設業務期間中に専任で配置出来ること。』とありますが、設計期間を除く現場工事着手からの理解でよろしいでしょうか。」との質問に対して、「入札説明書のとおりとします。」とご回答いただいております。しかしながら国土交通省の監理技術者制度運用マニュアルp.12においては、現場施工に着手するまでの期間は契約工期であっても監理技術者の工事現場への専任は不要との見解が示されております。つきましては、監理技術者の専任配置は現場施工に着手する際からとしていただけないでしょうか。</p> <p><国土交通省：監理技術者制度運用マニュアルp.12より抜粋> 元請が、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても次に掲げる期間については工事現場への専任は要しない。ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。 ①請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。） ②工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間 ③橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間 ④工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間</p>	入札説明書のとおりとします。 なお、工事現場への常駐は工事着手時から必要となります。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
38	第1回入札説明書等に係る質問書に対する回答書（入札参加資格以外に関する事項） No. 4_各業務を行う者の要件	1	4				入札説明書 各業務を行う者の要件	上記をお認めいただける場合、工事着工段階では土木建築工事から着手いたしますので、「第1回入札説明書等に係る質問書に対する回答書（入札参加資格以外に関する事項）No. 5」でご回答いただいております通り、建築工事時は建設業法上必要となる建築一式工事に係る監理技術者資格者証を有する監理技術者を専任配置し、清掃施設工事業に係る監理技術者資格者証を有する監理技術者は、清掃施設設備を建設するプラント工事の現地工事着工時からとの理解でよろしいでしょうか。	工事現場への選任の考え方については、ご理解のとおりです。
39	第1回入札説明書等に係る質問書に対する回答書（入札参加資格以外に関する事項） No. 22、24_ごみ量変動リスク	3	22				入札説明書 添付資料5 (27) (28) リスク分担表 「施設許容量」	<p>「運営段階」の「ごみ量変動リスク (27)」において、「施設許容量以下のごみの受け入れ」が事業者「○」と記されています。</p> <p>一方、「ごみ量変動リスク (28)」においては、「施設許容量を大幅に超過するごみの処理」が貴組合「○」と記されています。</p> <p>「施設許容量」とは要求水準書でお示しいただいた年間計画搬入量と理解してよろしいでしょうか。</p> <p>との質問に対して、「施設許容量は貴社提案に基づき協議とします。」と両方の質問とも同様のご回答をいただいております。</p> <p>提案や基本設計図書に記載すべき、「施設許容量以下のごみの受け入れ」、「施設許容量を大幅に超過するごみの処理」で表現されております「施設許容量」の定義、提案で定量的に記載すべき内容について、何らかお示しいただけませんでしょうか。</p> <p>スコープが広く、一時的なこととして捉えてよいのか、定常的で継続性のあることとして捉えてよいのか等、前提条件を整理させていただくための質問です。</p>	基本的な範囲は、様式第6-15号に示す提案売電量の表に示すごみ量（約80～108%）及びごみ質（低質～高質）を想定していますが、貴社設計プラントにおける性能曲線等の提案に基づき範囲が変わるものと想定しています。

No	資料名	頁	項目			タイトル	質問内容	回答
40	第1回入札説明書等に係る質問書に対する回答書（入札参加資格以外に関する事項） No. 28_添付資料6 対価の構成及び支払方法 設計・建設業務における対価改定方法	4	28			入札説明書 添付資料6 対価の構成及び支払方法 設計・建設業務における対価改定方法	<p>「『物価変動等による改定は、建設工事請負契約書による』とありますが、入札日から契約日の比較においても物価上昇の影響を受ける場合もある為、建設工事請負契約書締結時には、物価変動前の基準日を入札時とする件について協議をさせて頂きたくお願いいたします。」との質問に対して、「入札説明書のとおりとします。」とご回答いただいております。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響の長期化や、ロシアのウクライナ侵略を背景とした国際的な原材料価格の上昇など、近年の世界情勢は非常に不安定なものとなっており、資材価格や労務費の変動幅は過去に例を見ないものとなっております。これを受けて、令和4年12月27日付で環境省から各都道府県宛に通達された「廃棄物処理施設整備事業の円滑な施工確保について」では、スライド条項を適切に設定・運用すること、および積算に用いる資材単価については可能な限り入札日に近い時点における最新の単価を用いるよう求められています。</p> <p>つきましては、物価変動前の基準日については極力積算時に近づけたものとしていただきたく、契約日（令和5年9月）ではなく入札時（令和5年4月）としていただけないでしょうか。</p> <p>今回は一定の要件を満たした地元企業も共同企業体の構成員となつて事業に参画することが義務付けられていますことから、事業者の物価変動リスクを極力低減することが、安定的な事業遂行には必要不可欠であると考えます。</p> <p>ご検討の程よろしくお願いいたします。</p>	入札説明書のとおりとします。
41	第1回入札説明書等に係る質問書に対する回答書（入札参加資格以外に関する事項） No. 32_添付資料7 対価の構成及び支払方法 運営・維持管理業務における対価の算定方法	4	32			入札説明書 添付資料7 対価の構成及び支払方法 運営・維持管理業務における対価の算定方法	<p>「変動費D（還元費）＝（実績売電量（kWh/年）－提案売電量（kWh/年））×売電単価（kWh/年）×50%とありますが、貴組合の余剰電力の最大化ならびに売電収益の最大化に貢献するため、変動費D（還元費）＝（実績売電量（kWh/年）－提案売電量（kWh/年））×売電単価（kWh/年）×50%＋事業者提案によって増加した売電収益×50%とさせて頂いていただけないでしょうか。」との質問に対して、「入札説明書のとおりとします。」とご回答いただいております。</p> <p>しかしながら、約20年間におよぶ事業期間の中で、制度改正をはじめとした事業環境の変化に柔軟に対応しつつ、貴組合の売電収入の増加にいつそう寄与することが事業者提案であると考えております。</p> <p>よって、計画時と比較して売電収入の増加に寄与したことを事業者が立証した場合については、第1回入札説明書等に係る質問書に対する回答書（入札参加資格以外に関する事項）No. 32にてご提案した売電インセンティブの付与をご検討いただきたくお願いいたします。</p>	売電収入の増加に寄与したことを事業者が立証した場合には、協議することとします。

No	資料名	頁	項目	タイトル	質問内容	回答	
42	第1回入札説明書等に係る質問書に対する回答書（入札参加資格以外に関する事項） No. 54_添付資料7 対価の構成及び支払方法 運営・維持管理業務における対価の算定方法	7	54		入札説明書 添付資料7 対価の構成及び支払方法 運営・維持管理業務における対価の算定方法	「様式6-1～6-25号の提案内容を補足することを目的として、様式6-25の後に資料を添付してもよろしいでしょうか。添付資料が可能である場合、枚数の指定等があればご教示ください。」との質問に対して、「添付は不可とします。」とご回答いただいております。 基礎審査に関する提出書類においてフロー図や各種図面の提出が不要ということもあり、提案書のみで事業者の提案内容を十分にご説明することが必要となると考えております。 つきましては、提案内容を補足することを目的とした資料の添付をお認めいただけないでしょうか。	不可とします。なお、基礎審査において、必要に応じて図面等の提示を求める場合があります。
43	入札参加資格以外に関する回答書(令和4年12月19日付け)	8	No59		農地転用の時期	農地転用の手続きは本工事着工までに貴組合にて完了とありますが、本工事着工の日とは、事業契約締結日の翌日という認識でよろしいでしょうか。	本工事着工の日は、契約締結日の翌日ではなく実際に工事に着手着工する日を指しており、具体的には令和5年度末に農地転用手続きを完了する予定です。
44	第1回入札説明書等に係る質問書に対する回答書（入札参加資格以外に関する事項） No. 60_場外余熱利用設備の検討協力	8	60		要求水準書 設計・建設業務編 場外余熱利用設備の検討協力	「『将来、場外余熱利用施設等の余熱利用する可能性あるため、その際は余熱利用に必要な条件を決定するための検討に協力すること』とのことですが『場外余熱利用に必要な条件を決定するための検討』までが本工事範囲、場外余熱利用設備は本工事範囲外と考えてよろしいでしょうか。」との質問に対して、「貴社ご理解のとおりです」とご回答いただいております。 余熱利用施設の具体的な熱源、熱媒体について想定があればお示しいただけないでしょうか。	次年度組合でエネルギー利用可能性調査を行い、方針を決めていく予定であるため、現段階で具体的な想定はありません。
45	第1回入札説明書等に係る質問書に対する回答書（入札参加資格以外に関する事項） No. 147_HCl, Sox除去設備	18	147		要求水準書 設計・建設業務編 HCl, Sox除去設備 HCl濃度, Sox濃度	「第1回入札説明書等に係る質問書に対する回答書（入札参加資格以外に関する事項）No. 147」にて、活性炭入り消石灰を使用しているとご回答いただいておりますが、活性炭の混合割合、消石灰の銘柄をご教示ください。また、適切なHCl, Sox濃度の設定のため、年間使用量を提示いただいたR1～R3の以下データもご提示いただけますでしょうか。 ・ろ過式集じん器の入口温度（消石灰の反応率に影響） ・煙突出口のHClとSOxの濃度（消石灰の使用量に影響、酸素12%換算値）	活性炭の混合割合については、現施設の長期包括運営管理業務の事業者提案の内容となるため、開示できません。後段で提示要望されているデータについては、組合ホームページで公表している各月のバグフィルタ入口温度の平均値と年6回実施している排ガス測定結果をご参照ください。なお、SOxは濃度表記としていませんが、ほとんどの測定においてppmの単位で1桁の濃度です。
46	入札参加資格以外に関する回答書(令和4年12月19日付け)	19	No152		クレーンの高さ制限	陸上自衛隊明野からは航空障害灯の設置依頼はありますが、建設工事にて使用する仮設クレーンの高さ制限等はないものと考えてよろしいでしょうか。	昼間のクレーン使用における特別な制限は必要ないと考えていますが、詳細は実施設計時に改めて確認が必要であると考えています。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
47	第1回入札説明書等に 係る質問書に対する 回答書（入札参加資格以外 に関する事項） No. 273_生ごみ堆肥 化設備	34	273				要求水準書 設計・建設業務 編 生ごみ堆肥化設 備	「見学・学習機能計画として『屋外に生ごみの堆肥化ができる設備を設ける』とありますが、実際に生ごみをたい肥化する装置を設置して、継続的に運営職員にて堆肥化するのではなく、学習用としてコンポスト容器の展示と堆肥化される仕組みの説明板等を設けるものと考えてよろしいでしょうか。」との質問に対して、「臭気の影響が少ない屋外に10㎡程度の屋外倉庫を確保し、特別な設備の設置は求めませんが、詳細について実施設計時に協議することとします。」とご回答いただいております。 屋外に10㎡程度の3面腰壁と屋根のみの開放された平倉庫と想定し、基本設計図書（全体敷地計画図）へ反映し、たい肥化設備については提案への記載自体を省略する、という解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、屋外倉庫については、施錠可能な構造を想定しています。
48	第1回入札説明書等に 係る質問書に対する 回答書（入札参加資格以外 に関する事項） No. 279_雨水調整池	35	279				要求水準書 設計・建設業務 編 雨水調整池	雨水調整池の計画に関し、 「許容放流量は伊勢市土地開発事業指導要綱設計審査基準（以下、伊勢市基準）P46 第3条の2を参考に算出してください」とご回答いただいておりますが、 同基準で具体的に示されている算定式の適用は、「開発面積が3000㎡以上1ha未満のとき」とされています。1ha以上の場合、「三重県宅地等開発事業に関する技術マニュアル（以下、県マニュアル）の規定を準用する」とされています。 県マニュアルでは、「許容放流量は放流河川の縦横断測量を伴う調査報告をもとに河川管理者・開発許可権者との協議」により条件設定をするものとされているため、以下2点についてご教示ください。 ①見積計画上の容量の想定は伊勢市基準に記載の1ha未満の場合の式により算定するものとしてよろしいでしょうか。 ②実施設計における容量の算定も、本事業は都市計画法・県条例・市条例の開発許可や開発関係届出を伴うものではないと考え、県マニュアルにおける河川測量等は行わず、算定上必要な値は、基本的に全て行政殿から示されると考えてよろしいでしょうか。	①ご理解のとおりです。 ②届出は不要となりますが、回答の通り伊勢市土地開発事業指導要綱設計審査基準を参考に計画を行うこととし、算定に必要であれば測量等を実施するものとなります。
49	第1回入札説明書等に 係る質問書に対する 回答書（入札参加資格以外 に関する事項） No. 289_宮川水路 付替え工事	36	289				要求水準書 設計・建設業務 編 宮川水路付替 え工事	「『付替え工事の計画にあたっては、周辺の用水路利用者への影響を十分考慮すること』とありますが、施工時期に関する制限をご提示願います。」との質問に対して、「4～9月の工事は避けることとします。上記以外の期間であっても全面的な断水はできないので、仮設配管等の措置を行うこと。としてください」とご回答いただいております。 ご回答いただいた通り、10月以降に断水の伴う宮川水路付替え工事の切替工事を行います。ただし断水を伴わない宮川水路付替え工事及び付替え市道工事は10月以前に行う工程計画としています。各付替え工事を実施するにあたり事業区域外東側区画での農作業に影響があると思われませんが、当該区画での農作業はされておらず各付替え工事が出来るとの理解でよろしいでしょうか。全体工程へ影響のある内容のため、前提条件を再確認させていただくための質問です。	事業区域外東側区画においても農作業が行われることから、農作業に影響を与えないよう市道付替え工事及び宮川水路付替え工事を行う工程としてください。

No	資料名	頁	項目	タイトル	質問内容	回答	
50	第1回入札説明書等に係る質問書に対する回答書（入札参加資格以外に関する事項） No301_ごみ処理手数料の徴収など	37	301		要求水準書 運営・維持管理 業務編	運営事業者が徴収した処理手数料について、No. 301ご回答においては処理手数料を貴組合職員に手渡しにて収納とあります。他方、No. 302ご回答では、収納方法は実施設計時に協議との記載がございます。どちらのご回答を正と理解すればよろしいでしょうか。	処理手数料は組合職員に手渡すものとなりますが、時間や手渡し場所等の詳細については実施設計時に協議します。
51	第1回入札説明書等に係る質問書に対する回答書（入札参加資格以外に関する事項） No309_運転管理体制	38	309		要求水準書 運営・維持管理 業務編	想定される貴組合職員の人数及び業務内容について、5名程度であり、施設内での手選別などの選別業務の一部をご想定されているとのご回答を頂きました。ご対応いただく業務として、以下のとおりを想定してもよろしいでしょうか。 【貴組合職員 想定業務】 ①資源びん 手選別 ②ガラス・くずびん類、陶磁器類 手選別 【上記業務を想定した背景】 ・同一フロアに選別作業を集約し、階層の移動を不要にすること ・搬入量の季節変動（年末繁忙等）で、作業負荷・業務量の変動を受けることが少なく、業務量がある程度一定であること	ご提案を認めます。
52	第1回入札説明書等に係る質問書に対する回答書（入札参加資格以外に関する事項） No310_見学者対応	38	310		要求水準書 運営・維持管理 業務編	No. 310のご回答にご記載された「手選別業務に必要となる備品等」について、貴組合職員の作業着及び保護具（手袋、ヘルメット、安全靴、眼鏡・ゴーグル）については所掌範囲外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
53	第1回入札説明書等に係る質問書に対する回答書（入札参加資格以外に関する事項） No318_見学者対応	39	318		要求水準書 運営・維持管理 業務編	見学者の事前予約対応について、No. 318及びNo. 321のご回答から 施設見学の予約：事業者所掌 施設利用の予約：貴組合所掌 となっておりますが、研修室のような施設見学及び施設利用の両方で使用される部屋は予約が重複する可能性がございます。重複（二重予約）を防ぐために見学・施設予約の所掌を一本化した方が、間違いが生じにくいと考えます。貴組合のご意見をお伺いしたく存じます。	第1回入札説明書等に係る質問書に対する回答書（入札参加資格以外に関する事項）No321の回答を変更し、施設利用の予約対応についても事業者所掌とします。